

平成29年1月27日

株 主 各 位

東京都品川区北品川五丁目5番15号

巴工業株式会社

取締役社長 山 本 仁

第87回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第87回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告および決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
- (1) 第87期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類およびその監査結果を報告いたしました。
 - (2) 第87期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株につき22円50銭と決定いたしました。
なお、中間配当金（22円50銭）を含めました当期の年間配当金は、1株につき45円となりました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
なお、変更の概要は後記（ご参考）のとおりです。
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
本件は、原案のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）に山本 仁、本間義人、山田哲男、深沢正義、玉井章友、大橋 純、篠田彰鎮、中村政彦、矢倉敏明および伊藤勝彦の10氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本件は、原案のとおり監査等委員である取締役に松本光央、村瀬俊晴、今井 實および中村 誠の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、村瀬俊晴、今井 實および中村 誠の3氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員です。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案のとおり補欠の監査等委員である取締役に蓮沼辰夫氏が選任されました。なお、蓮沼辰夫氏は、社外取締役の要件および東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の基準を満たしております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

本件は、原案のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額2,000万円以内と定めることとして、承認可決されました。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

本件は、原案のとおり監査等委員である取締役の報酬額を月額500万円以内と定めることとして、承認可決されました。

第8号議案 役員賞与の支給の件

本件は、原案のとおり承認可決され、役員賞与として総額46,280,000円（社外取締役を除く取締役分32,386,000円、社外取締役分1,833,000円、監査役分12,061,000円）を支給することに決定いたしました。

以 上

付 記 事 項

- (1) 本總會終了後開催されました取締役会において、次のとおり代表取締役および役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役社長	山 本 仁
常 務 取 締 役	本 間 義 人
常 務 取 締 役	山 田 哲 男
常 務 取 締 役	深 沢 正 義

- (2) 本總會終了後開催されました監査等委員会において、松本光央および村瀬俊晴の両氏が常勤の監査等委員に選定され、それぞれ就任いたしました。

第87期期末配当金のお支払いについて

1. 銀行振込を指定されていない方は、同封の「第87期期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行本支店または郵便局においてお受取りください。なお、お受取りの際は、「第87期期末配当金領収証」裏面のご注意書きをご覧ください。
また、確定申告の添付書類としてご使用いただける「配当金計算書」を同封しております。
2. 銀行振込をご指定の方には、同封の「配当金計算書」および「お振込先について」に記載のとおり、ご指定の口座への振込手続をいたしましたので、ご確認ください。
なお、「配当金計算書」は従来どおり確定申告の添付書類としてご使用いただけます。
3. 株式数比例配分方式をご指定の方は、同封の「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」に記載のとおり、お取引の証券会社等がお受け取り先となります。確定申告の添付書類としてご使用いただける書類の交付につきましては、お取引の証券会社等へご確認ください。

(ご参考)

第2号議案「定款一部変更の件」の概要は、次のとおりです。

監査等委員会設置会社に移行することによりコーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図るため、次の変更を行いました。

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行いました。
- (2) 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設しました。
- (3) 社外取締役をはじめとする非業務執行取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう条文を変更し、非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結することができるようにしました。なお、当変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう条文を新設するとともに、内容が重複する条文を削除しました。
- (5) 上記の変更に伴い、条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行いました。